

## 防府史談会育成補助金交付要綱

平成10年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府史談会（以下「史談会」という。）の活性化に資するため、史談会の活動事業費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内で市長の定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 史談会は、補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に予算書及び事業計画書を付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を史談会に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 史談会は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 史談会は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。